

## 議第 80 号 呉市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」といいます。）の一部が改正されたため、所要の規定の整備をするものです。

### 2 条例改正の内容

呉市立幼稚園は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による子どものための教育・保育給付の対象施設であり、当該幼稚園の保育料については、令で定める利用者負担上限額を限度として市町村が条例で定めることとされています。

この度の幼児教育・保育の無償化により、令で定める利用者負担上限額が零とされ、全ての利用者の保育料及び入園料が無償化の対象となるため、保育料及び入園料の額を零とするよう規定を整備します。

なお、無償化の対象となっている預かり保育料については、保護者が支払った預かり保育料に対し、国の定める基準に基づき、子ども・子育て支援法の一部改正において新たに設けられた「子育てのための施設等利用給付」として当該施設利用費が支給されることとなり、市は従前どおり預かり保育料を徴収するため、関係規定の改正はありません。

#### 【参考 無償化対象額】

対象区分	保育料	入園料
満 3 歳～ 5 歳児の保護者	月額 4, 000 円	1, 500 円

### 3 呉市立幼稚園の概要

#### (1) 呉市立ゆたか幼稚園

所在 呉市豊町大長字中大浦 4 7 8 3 番地

定員 60 人

児童数 10 人（令和元年 7 月 1 日現在）

#### (2) 呉市立豊島幼稚園

所在 呉市豊浜町大字豊島字城ヶ口 3 6 9 0 番地

定員 160 人

児童数 0 人（平成 28 年 4 月 1 日から休園）

### 4 施行期日

令和元年 10 月 1 日